

## 今後の市の対応について

令和3年8月26日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

8月25日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において決定された「緊急事態措置の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化について」（以下「集中対策」という。）及び本市並びに県内の感染状況等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直す。

### 1 市民等への呼びかけ

市民及び事業者に対して、集中対策の3を踏まえ、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただくことに加え、次の事項を呼びかける。

- (1) 外出機会の半分削減、及び事業所におけるテレワークの活用等による出勤者の7割削減
- (2) 特に、20時以降の外出の削減と20時以降の勤務の抑制
- (3) 同居する家族以外との会食を控えること（ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている飲食店を利用する場合はこの限りではない。）
- (4) 休業要請等に応じない飲食店等の利用は厳に控えること
- (5) 路上・公園等での集団での飲食は行わないこと
- (6) 県境を越える移動は、最大限自粛すること

### 2 市の施設の取扱い

#### (1) 使用を制限する施設

区 分	使用制限等
図書館	図書の貸出・返却のみ利用可
コミュニティセンター，集会所，ホール，福祉センター，屋内運動施設，屋外運動施設，キャンプ場	新規貸館・貸室，使用申請の受付を中止する。 既に使用許可を行っている場合も利用の延期や中止を要請し，延期や中止ができない場合は密にならないこと及び感染対策を徹底することを条件として使用を認める。
博物館，美術館，みよし森のポッケ，甲奴健康づくりセンターゆげんき	休館
みよしあそびの王国	使用中止

(2) (1)以外の施設

各施設の業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を講じた上で、施設内外に混雑が生じないように入場整理等を徹底して運営する。

(3) 屋内の施設を利用する場合も、利用できる人数は、施設の収容定員の半分以下とする。

(収容定員が定まっていない施設は、「利用面積/4㎡・人」を限度とする。)

(4) (1)から(3)について指定管理者等に周知する。

### 3 市主催の行事等の取扱い

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む。）する行事等は、中止又は集中対策期間後に延期することを基本方針として、再検討する。ただし、次のものを除く。

(1) オンライン開催とするもの

(2) 参加者が少数に限定され、かつ特定されており、3密を回避できる十分なスペース又は時間を有しているもの

(3) 法令等により、この期間に実施することが止むを得ないもの

※ 開催する場合も、「広島県におけるイベントの開催条件について」や県対処方針を遵守し、感染防止対策を徹底する。（特に、飲食場面のないようにすること及び基本的にはマスクを外す必要のない設定をすることに留意する。）

### 4 期間

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）まで（ただし、2の施設の取扱いについては、準備等に時間を要する場合は8月30日から）

※ 新型コロナウイルス感染症対策本部において8月25日に決定された8月27日以降の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置地域は次のとおり

【緊急事態宣言地域】北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県（9月12日まで）

【まん延防止等重点措置地域】福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県（9月12日まで）